長子のみ配付

令和５年５月８日

保護者の皆様へ

稲沢市立牧川小学校長

内　田　彦　次

新型コロナウイルス感染症に対する稲沢市内小中学校の対応について（依頼）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、５月８日（月）付けで、新型コロナウイルス感染症は「５類感染症」に移行すると発表がありました。

つきましては、稲沢市内小中学校において、文科省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」に基づき、下記のように対応をいたします。ご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

記

１　感染防止対策のための対応について

（１）児童生徒等の健康観察に関すること

①　本人の発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理せずに自宅で休養するようにお願いします。（同居家族が「陽性」の場合やかぜ症状がある場合でも、本人に症状がなければ、登校していただいて構いません）

②　毎朝、お子様の健康状態の把握をお願いします。

③　登校後、児童生徒に発熱等の症状がみられる場合は、速やかに帰宅させます。ご家族の方のお迎えをお願いします。

（２）換気の確保に関すること

①　学校では、気候上可能な限り、常時換起に努めます。

②　換気が困難な部屋で活動する場合は、こまめに換気のための時間を設定します。

（３）マスクの着脱に関すること

①　マスクの着脱については、すべて個人の判断とします。教職員も同様です。

②　感染が流行している場合は、教職員がお子様にマスクの着用を促すこともありますが、着用を強いることはありません。

③　熱中症予防のため、お子様にマスクを外すように求めることがあります。

※　陽性となった場合、発症から１０日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

（４）臨時休業に関すること

① 学校で児童生徒や教職員の感染が確認され、感染の拡大の恐れがあると判断される場合、稲沢市のガイドラインに基づき、臨時休業を検討します。

② 児童生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において臨時休業を実施します。

２　お子様に新型コロナウイルス感染症の「陽性」が判明した場合

（１）自宅療養の期間について

「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」は自宅で安静にしてください。療養期間中は「出席停止」（欠席ではありません）とします。

（２）「出席停止」について

新型コロナウイルス感染症の「陽性」が判明した場合、欠席していた期間を遡って「出席停止」とします。

（３）報告について

お子様の「陽性」が判明した場合、ご家庭より学校へ連絡をお願いいたします。

３　その他

○ 市内に感染が流行しており、同居家族に高齢者、基礎疾患がある者がいる際は、「出席停止」とする場合があります。

○ 医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認できた際は、「出席停止」とする場合があります。

○ 新型コロナウイルス感染症関連の相談は、稲沢市教育委員会にご連絡ください。

【稲沢市役所（教育委員会）　（０５８７）３２－１１１１】

【お問い合わせ先】

稲沢市立牧川小学校	担当　教頭	（０５８７）９７－０１１２

※授業日の連絡は、午前７時４０分から午後５時４０分までにお願いします。